

十和田八幡平国立公園生出野営場管理運営業務委託契約書（案）

契約担当官 東北地方環境事務所長 中島尚子（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、十和田八幡平国立公園生出野営場管理運営業務について次のとおり契約する。

（業務委託）

- 第1条 甲は、生出野営場（以下「委託施設」という。）の管理運営業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託する。
- 2 委託業務は、「十和田八幡平国立公園生出野営場管理運営業務要求水準書」及び企画書を元に甲が別に定める「十和田八幡平国立公園生出野営場管理運営業務実施要領」に従って実施するものとする。

（経費の負担）

- 第2条 委託業務実施にかかる経費の負担は、「十和田八幡平国立公園生出野営場管理運営業務要求水準書」及び企画書に基づき、乙の責任において行うものとする。
- 2 乙は、委託業務に必要な経費は、野営場等を利用する者から徴する利用料をもって充てるものとする。

（区分経理）

- 第3条 乙は、その経理につき、委託業務にかかる収入及び支出が明確にわかるよう区別するものとする。

（利益及び損失の処理）

- 第4条 乙は、委託業務に係る経理について、決算上余剰金が生じた場合は、翌年度の委託業務及び甲が指定する経費に充てるものとする。
- 2 乙は、委託業務にかかる経理について、決算上損失が生じた場合は、その損失を負担するものとする。

（事故等の報告及び損害賠償）

- 第5条 乙は、委託業務にあたっては、委託施設を善良なる管理者の注意をもって実施するものとし、天災地変その他の原因により、委託施設を滅失又は棄損したとき又は利用者等に事故があったときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、故意もしくは重大な過失その他乙の責めに帰すべき事由により委託施設や利用者等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（予算の承認及び決算の報告）

- 第6条 乙は、委託業務に関する予算についてあらかじめ甲の承認を受けるものとする。
- 2 乙は、委託業務に関する決算を年度毎に行い、その決算書を翌年度の4月末日までに甲

## 別添 2

に提出するものとする。

### (調査等)

第 7 条 乙は甲から委託業務に関する調査又は報告を求められたときは、速やかに対応し報告するものとする。

### (監査)

第 8 条 甲は、随時、委託業務に関する帳簿、書類を検査し、又は委託業務について監査を行うことができるものとする。

### (報告)

第 9 条 乙は、委託業務実施報告書を年度毎に作成し、これを委託業務実施翌年度の 4 月末日までに甲に提出するものとする。

### (その他)

第 10 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

### (契約の有効期間)

第 11 条 この契約の有効期間は、令和 7 年●月●日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。

2 乙がこの契約の更新を申し出た場合、甲は委託業務の実施状況が適切であると認めた場合は、乙の申し出により上限を 5 年として契約期間の更新を行うことができる。

3 乙は、前項の申し出を行う場合、契約期間終了日の 3 ヶ月前までに申し出るものとする。

### (契約の変更、解除)

第 12 条 甲又は乙は、事情の変化により委託業務をこの契約に定めたとおりに実施することができない事態となったときは、甲乙協議のうえこの契約を変更し、又は、解除することができるものとする。

2 甲は、委託業務の実施状況が適切でないと判断した場合やその他委託業務に係る施設の管理運営上の理由から必要が生じた場合、この契約を解除することができる。

3 乙が自己の都合によりこの契約を解除したい場合は、解除希望日の 3 ヶ月前までに甲に協議を申し入れるものとする。

この契約を証するため、契約書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、各自 1 通を所有するものとする。

別添2

令和7年 月 日

甲 住 所 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23  
氏 名 契約担当官 東北地方環境事務所長  
中 島 尚 子

乙 住 所 .....  
氏 名 .....  
.....